

退職所得について

1. 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職所得に係る個人の市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得区分と区別して、退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、市町村に納入していただくことになっております。

支払者は、退職所得に係る市民税・県民税を退職手当等の支払を受ける人がその支払を受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在に住所を有した市町村へ、その税額を徴収した月の翌月10日までに納入してください。

なお、納入に際しては、納入書の「退職所得分」の欄へ税額を記載し、裏面（※）の「市民税・県民税納入申告書（退職所得に係る分離課税分）」の欄にも必要事項を記載していただくとともに、「退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書」（12ページ）を提出してください。

※ 個人事業主の方は、納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」には記入しないでください。これとは別に13ページにある個人事業主様用「市民税・県民税納入申告書」にご記入の上、内訳書と一緒に提出してください。

2. 退職所得に係る市民税・県民税の計算方法

○勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 最低80万円 (注1)	退職所得控除額 円
-------------------------------	--------------

○勤続年数が20年を超える場合

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)	退職所得控除額 円
-----------------------------	--------------

退職手当等の支払金額	円
------------	---

(B - A) × 1/2 (注3)(注4)	退職所得 円 (1,000円未満切り捨て)
---------------------------	--------------------------

種類	税額の計算
市民税	C × 税率6% (注5)
県民税	C × 税率4% (注5)

(注1) 勤続年数に1年未満の端数が生じた場合はこれを1年として計算してください。

(注2) 障害者となったことに直接起因して退職された場合はAの額に100万円加算してください。

(注3) 勤続年数が5年以下の「役員等」に支払った特定役員退職手当等については、1/2を乗じずに計算してください。「役員等」とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員及び地方公共団体の議会の議員並びに国家公務員及び地方公務員をいいます。

(注4) 令和4年1月1日以降に支払を受けるべき退職手当等について
短期退職手当等については、その退職金の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分について1/2を乗じずに計算してください。

※「短期退職手当等」とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数（勤続年数のうち、役員等以外の者として勤続年数が5年以下であるものをいう）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

特別徴収税額	円 (100円未満切り捨て)
	円 (100円未満切り捨て)

(注5) 退職所得に係る市民税・県民税の10%税額控除（特別控除）の制度は廃止されています。

【計算例 勤続25年で平成25年1月1日以降に退職し、14,223,632円の退職手当を受けた場合の市民税・県民税の算出】

- A 退職所得控除額の計算 $8,000,000円 + 700,000円 \times (25年 - 20年) = 11,500,000円$
- B 退職手当金等の金額 $14,223,632円$
- C 退職所得の金額 $(14,223,632円 - 11,500,000円) \times 1/2 = 1,361,816円 \rightarrow 1,361,000円$ (1,000円未満切り捨て)
- D 退職所得に係る市民税・県民税の額
- | | | | |
|--------|-------------------------|----|--|
| | 退職所得の金額 | 税率 | |
| (1)市民税 | $1,361,000円 \times 6\%$ | | $= 81,660円 \rightarrow 81,600円$ (100円未満切り捨て) |
| (2)県民税 | $1,361,000円 \times 4\%$ | | $= 54,440円 \rightarrow 54,400円$ (100円未満切り捨て) |